

平成31年3月伊勢原市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時
平成31年3月26日（火） 午前9時30分から午前10時24分
- 2 開催場所
子ども科学館 会議室
- 3 教育長及び委員
教育長 鍛代 英雄
委員（教育長職務代理者） 菅原 順子
委員 渡辺 正美
委員 永井 武義
委員 重田 恵美子
- 4 説明のために出席した職員
教育部長 谷亀 博久
教育総務課長 古清水 千多歌
学校教育課長 守屋 康弘
教育指導課長 石渡 誠一
社会教育課長 小谷 裕二
図書館・子ども科学館長 麻生 ひろ美
教育センター所長 本多 由佳里
歴史文化担当課長 立花 実
- 5 会議書記
教育総務課総務係長 大澤 貴之
- 6 傍聴人
1人
- 7 議事日程
日程第1 前回議事録の承認
日程第2 教育長報告
日程第3 報告第 2号 伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
【非公開】
日程第4 議案第 8号 平成30年度伊勢原市立小中学校教職員ほう賞被ほう賞者の決定について
【非公開】

- 日程第5 議案第9号 学校嘱託医等の辞職の承認について
【非公開】
日程第6 議案第10号 学校嘱託医等の委嘱について
【非公開】
日程第7 議案第11号 伊勢原市立公民館長の任命について
【非公開】
日程第8 議案第12号 伊勢原市社会教育指導員の委嘱について

----- ○ -----

午前9時30分 開会

○教育長【鍛代英雄】 定刻となりました。ただいまから教育委員会議を開催いたします。

本日は、事務局で学校教育担当部長が所用により欠席しておりますのでよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、委員の皆様にお諮りしたいと思います。本日審議いたします議案のうち、議案第8号は審議内容に個人情報を含みます。また、議案第9号から議案第12号は人事に関する議案でございます。

このため、日程第4、議案第8号から、日程第8、議案第12号につきましては、伊勢原市教育委員会会議規則第104条第1項の規定に基づき非公開としたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって、日程第4、議案第8号から、日程第8、議案第12号につきましては非公開とさせていただきます。

傍聴の方は、日程第3が終了いたしましたらご退出をお願いします。

----- ○ -----

日程第1 前回議事録の承認

○教育長【鍛代英雄】 日程第1、前回議事録の承認について、お願いいたします。

○教育長及び委員全員 承認

----- ○ -----

日程第2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 日程第2、教育長報告をいたします。本日は4件でございます。

まず1件目、市議会3月定例会について、総括質疑及び一般質問答弁の概要について。それと、平成30年度補正予算について、教育部長から説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 資料1をごらんください。まず、市議会3月定例会についてのうち、総括質疑及び一般質問の答弁の内容ということでございます。

平成31年度当初予算に関連して総括質疑と一般質問が行われました。総括質疑に関しては3人の議員から、一般質問については7人の議員からご質問をいただきましたので、順次説明させていただきます。

まず総括質疑、1ページ目、小山博正議員から、歳出について、学校施設の維持管理計画の内容はというお尋ねでございます。

第5次総合計画後期基本計画に、施設の改修等の事業を位置づけており、安全で快適な学習環境の整備に取り組んでおり、現在は、特に学校等からの要望が多いトイレ改修を優先に進めております。

平成31年度予算については、小学校2校について、校舎と体育館のトイレの全面リニューアル及び洋式化の工事、次年度以降の工事に向けて小学校4校、中学校1校のトイレ改修工事の設計業務を予算計上いたしております。今後も、学校と連携し、学校施設の適正な維持管理に努めます。今後策定予定の学校施設の長寿命化計画の中で、建物の老朽化調査を実施し、必要な改修等を計画的に進めていきたいと考えていると答弁いたしております。

次に、中学校給食の導入に向けたスケジュールと保護者への対応についてということです。

昨年の市議会12月定例会で、補正予算を可決いただきまして、試行校となる中沢中学校の配膳室改修工事の設計業務と、献立作成システムの導入についての経費をお認めいただき、今、準備を進めています。

平成31年度予算では、試行に係る費用と、ほかの3校の配膳室の改修工事に係る設計業務の経費を計上しています。

スケジュールについては、業者の選定を行った後、夏休み中に中沢中学校の配膳室の整備工事、平成32年1月の試行に向けて準備を進めているということでございます。

保護者への対応については、4月発行予定のきょういく伊勢原で、全児童・生徒の保護者に対して、中学校給食の導入について周知を図ります。

また、試行を行う中沢中学校の生徒・保護者に対しては、秋以降に説明会を開催し、給食のおいしさを実感していただき、多くの生徒に喫食してもらえるように努めてまいります。

続きまして2ページです。中山真由美議員。学校施設の長寿命化計画の進捗状況についてということですか。

教育振興基本計画や公共施設等総合管理計画実施計画において、平成32年度までに策定することとしておりました。しかし、来年度は小学校普通教室等への

空調設備設置事業や、同じく計画よりも前倒しで実施しますトイレの改修設計業務等に注力するため、学校施設の長寿命化計画については1年度遅らせる予定でございます、と答弁しております。

続きまして宮脇俊彦議員です。歳出のうち、まず教師の過重労働解消に向けた施策ということでございます。

まず、現状はというお尋ねでございます。ことしの1月末から2月初めのおよそ1週間調査をいたしました。その結果といたしまして、平均の出勤時間は小学校が午前7時51分、中学校が午前7時40分。退勤時間は小学校が午後6時29分、中学校が午後7時となっており、この期間においては小学校で平均11時間30分、中学校では平均14時間10分の超過勤務があるということです。

続きまして、不登校生徒の中に虐待が原因で不登校になった事例はあるかというお尋ねです。

学校からの報告では、虐待を原因として不登校になった事例はなかったとの報告を受けております。

また、再質問といたしまして、教師の過重労働解消に向けた施策についてということで、まず、校務支援システムによる業務の効率化や、会議・行事の見直し、それからスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣等、これまでに行っている取り組みに加えて、教員の担うべき業務に専念できる環境づくり、部活動における負担軽減、教職員の働き方の見直し、学校現場支援体制の強化等を柱とする基本方針の策定を進めています。来年度当初予算におきましては、これまでに行っている取り組みに係る経費のほか、スクールソーシャルワーカーの業務をより効率的、効果的なものにするため、スクールソーシャルワーカーコーディネーターを配置するための経費を計上しているということでございます。

また、不登校の解決に向けた施策についてということで、学校では、不登校はどの児童・生徒にも起こり得るという認識を持って取り組んでいます。その上で、対応といたしましては未然防止、早期発見・早期対応、不登校となった児童・生徒への継続的な支援など、各段階に応じた対応をしています。

まず、未然防止といたしましては、児童・生徒一人一人に活躍の場や役割を用意したり、わかる授業を工夫するなど、児童・生徒の一人一人が存在感を得られる居場所づくりや、豊かな人間関係づくりを後押しするきずなづくりを図るなど、魅力ある学校づくりに取り組んでいます。

早期発見・早期対応としては、学校を休み始めた児童・生徒の状況を、担任だけで抱え込まず、教育相談コーディネーターをはじめ学校全体で共有し、チーム学校として対応をする。

それから、不登校となった児童・生徒への継続的な支援としては、児童・生徒が抱えている課題に寄り添い、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、組織的・計画的な支援に努めています。

教育委員会としても、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置するなど、支援体制づくりに努めているということでございます。

4 ページ目、一般質問でございます。

1 番目、田中志摩子議員。ランドセルの重量化の問題、平成30年9月6日付の文部科学省からの通知への対応についてでございます。

平成20年12月に、国から教科書の改善について、教科書の質・量、両面での充実が図られるようにと示されたことを受け、教科用図書は大きく、厚くなってきました。一方、平成30年9月6日付の事務連絡「児童・生徒の携行品に係る配慮について」によると、家庭学習で使用しない教材を机の中等に置いて帰ることを許可することや、学期末に持ち帰る大きな学習用具については、数日に分けて持ち帰るよう指導する等の例が示されました。

教育委員会としては、事務連絡の内容を各小中学校に周知するとともに、引き続き適切な配慮がなされるよう依頼をしているところでございます。

続いて橋田夏枝議員です。子どもに寄り添った政策をとということで、(1)不登校者数の増加の要因についてということです。

不登校者数は、本市においては人数が年度ごとの増減はあるものの、全体として1から1.4%の間を推移しています。この発生率を国・県と比較した場合、本市は下回っている状況が続いている。不登校となる要因を的確に把握し、早期に、丁寧に解消することが必要不可欠ですが、不登校となる要因はさまざまであり、時間の経過とともに要因が変化することもあり、要因の特定は困難です。

不登校の解決、未然防止に向け、魅力ある学校づくり、早期発見・早期対応、不登校となった児童・生徒への継続的な支援という各段階において、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに寄り添って対応し、引き続き不登校の解消に努めますと答弁いたしました。

(2) 外国籍の子どもたちの支援についてということ。現在、外国籍の児童・生徒は約100名で、増加傾向にあります。学校では、日本語指導や生活面、学習面での指導について配慮が求められています。こうした配慮が必要な児童・生徒を「外国につながる児童・生徒」と表現し、生活面や学習面での支援や指導を行っており、日本語指導や母語指導等が必要な場合は、教育委員会から日本語指導協力者を派遣しています。言語によっては、母語及び日本語双方の指導ができる指導協力者が見つからず、日本語指導に長けた指導協力者が日本語指導に当たっている事例があります。

外国籍の児童・生徒が一定数以上在籍すると、開設される国際教室において、担当教員が個別指導を行ったり、授業に付き添い指導している学校もあります。

今後は、教職員向けの研修会の開催、多言語に対応できる機関の紹介、日本語指導に関する書籍や資料の配付及び情報提供等、外国につながる児童・生徒への支援に取り組んでまいります。

続きまして宮脇俊彦議員、公共施設の有料化と統廃合についてということ。教育委員会には、大田ふれあいセンターと大田公民館の統廃合に係る平成30年度予算執行状況と、平成31年度予算についてというお尋ねです。

現在の大田ふれあいセンターが新たに大田公民館となることに伴いまして、より使いやすくするよう改修を行いました。1階の事務室に可動式のパーテーション

ンを設置し、少人数での打ち合わせ等に使用できるスペースをつくり、2階の学習室に畳を敷いて和室とし、調理室の調理台が低く使いづらかったため、かさ上げを行いました。

また、社会教育活動でも使用することとした消防南分署防災センター講習室の使用に関して、県との指定施設の変更に係る事前協議手続のための資料作成業務や、同じく講習室と1階消防署部分を仕切るための改修、外階段からの入り口の改修を行うとともに、案内看板を設置しました。

旧大田公民館の解体関連の経費として、アスベスト調査委託料と解体工事の設計業務委託料を執行しており、平成30年度の執行額の合計が521万3,000円ということです。

平成31年度予算については、大田公民館の解体工事費として4,367万円を、南分署の照明器具の修繕工事として8万3,000円を、合計で4,375万3,000円を予算計上しております。

続きまして川添康大議員です。児童コミュニティクラブの現状と今後についてということです。

これについては、まず子ども部長のほうで答弁をしております。平成30年4月1日現在、待機児童が109名いるという中で、今後も教育委員会と協議をして、その対応に努めていくという答弁を受けまして、教育委員会はどうか対応していくのかというご質問でございます。

各学校においては、毎年度児童数により教室の配置を決定しています。このほか、少人数学習をはじめさまざまな学習活動を行う教室も必要です。また、近年の傾向として、特別支援学級の増加に加え、外国につながるのある児童・生徒への対応のスペースも必要となっていると。

児童の総数は緩やかに減少しておりますが、年間を通じて空き教室のある状況ではありません。しかし、子どもたちが安全・安心に放課後や夏休みなどを過ごすことができ、保護者の方に安心していただくことができるよう、学校教育活動に支障のない範囲で、どのような活用ができるか、学校現場の意向を踏まえ、子ども部と調整してまいります、と答弁しております。

続きまして土山由美子議員です。小中学校の児童・生徒の手洗い用せっけんについてということです。

手洗い用せっけんはどのような基準で選ばれるかということで、学校運営上の化学物質製品使用に当たっての配慮に関するマニュアルに基づき、使用するせっけんを選んでいきます。

(2) このマニュアルはどのように活用されているのかということです。床に塗るワックス、教材から揮発する化学物質、殺虫剤等に反応して症状が出ると言われており、各学校ではマニュアルに基づき化学物質製品を選択しているということです。

(3) マニュアルに関する研修状況についてということで、教育委員会では、教職員に対しまして、意識啓発と情報共有に努めているという答弁をさせていただきます。

続きまして八島満雄議員です。

まず、(1) 教職員の出退勤状況の把握について。教育委員会としては、3月末に策定予定の教員の働き方改革に向けた取り組みの基本方針に、勤務時間の適正把握を掲げたいと考えており、出退勤時間を把握する方法についても調査研究を進めていきます。

(2) 残業の削減策について。具体的な取り組みとして、校務分掌の平準化、標準化、それから組織的な業務執行の推進、効率的な会議運営の推進、学校と教育委員会が一体となって業務改善を推進するため、勤務時間を把握・分析し、方針に基づく改善の進捗状況や改善策について確認・検証し、業務改善方針の推進体制づくりを考えているということです。

(3) 教職員の年休の取得状況についてでございます。抽出学校の調査結果によると、管理職以外の教員の平均値は中学校で7.2日、小学校で14.2日ということになっています。小学校では、授業に支障のない長期休業等に年休を多く取得する傾向がありますが、中学校では部活動等の関係で長期休業中の勤務も多く、小学校と比べて年休の取得数が少なくなる傾向があるということです。

昨年8月13日から15日に試行した学校閉庁日の実施後の調査によると、教職員の約9割が年休や夏季休暇を取得していることから、一定の効果があったと認識しており、平成31年度も今年度と同時期に本格実施していきたいと考えております。

(4) 教職員の業務内容の支援事業ということでございます。2段落目、教科担当制による非常勤講師を数校に配置することで、教職員1人当たりの授業の持ち時間の減少につなげるよう取り組んでおります。

また、中学校の部活動では、部活動のあり方に関する基本方針を策定し、学期中の週2日以上の上の休業日の設定、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする活動時間の目安の設定等を検討しています。部活動地域指導者やボランティアの活用を含め、今後も部活動顧問の負担軽減について調査研究をしていくということでございます。

(5) 学期制についてということで、2学期制について、学年末の成績処理や、通知表の作成が2回となることから、負担が減るという考え方があることは認識しています。しかし、高校入試に関わることから、評定評価を3学期制の2学期末に処理する必要があり、2学期制の成績処理にそぐわない面も指摘されています。また、部活動の大会のスケジュールの関係もございましてということで、過去に検討を進めたことがございますが、最終的には現在の3学期制のまま、現在に至っているということでございます。

最後のページになります。相馬欣行議員で、魅力ある資源を最大限生かした地域づくりに向けてということで、先代から引き継いだ公共施設の有効活用に向けてということで、学校施設の関係でございます。

学校施設の多くは老朽化が進んでいます。これまで耐震改修や外壁修繕、屋上防水等、さまざまな改修を行ってきました。現在は、先ほど申し上げましたとおり、トイレのリニューアル及び洋式化を優先的に進めています。

学校施設については、日ごろから教職員や校務整備員等により見回りを行うとともに、ガイドブックに示された点検や、消防設備、また体育器具の点検等を行い、不具合箇所がある場合は、すぐに対応すべきもの、計画的に予算化するもの等を見きわめ対応しています。

また、学校からの要望については、対象箇所の現場確認を行いながら、全ての要望に対応はできませんが、優先順位をつけて対応し、施設の安全確保に努めているということでございます。

以上で、総括質疑と一般質問の内容について、説明させていただきました。

続きまして補正予算の関係でございます。

この3月議会では、2件の補正予算が可決されました。まず1点目は、3月議会当初から提案させていただいておりました、空調機設置工事の関係でございます。2点目は、追加議案といたしましたトイレ改修工事の関係でございます。

まず1点目の、空調機設置工事の関係でございます。近年の災害ともいえる猛暑を受けまして、他県では暑い中、児童が校外学習から帰った後に亡くなるという痛ましい事件も起きました。

このような中で、国が一次補正により学校の空調設備設置に対する財政支援を行うこととなり、本市でもその補助金を受けて、児童・生徒の健康面に配慮するとともに、快適な学習環境を確保するため、全小中学校の普通教室等に空調設備を設置することとしたものでございます。

補正予算の内容ですが、まず小学校の校舎等改修事業費を10億287万円追加いたします。また中学校については6億1,872万7,000円を追加いたします。これらの経費は、全ての普通教室と特別教室の一部に空調設備を設置するものでございます。普通教室については、ほぼ新たに設置するもので、特別教室については、既に設置されているもので20年以上経過したものの更新を含んで、全479教室に設置を行います。

また、歳入については、先ほど申し上げました国の補助金を2億3,561万3,000円計上してございます。

続きまして、2点目のトイレ改修についてでございます。こちらも、国の二次補正によりまして内定を受けたため、追加で提案したものでございます。

先ほどの総括質疑の中でございました、平成31年度予算に計上しております比々多小学校2期東校舎、成瀬小学校3期校舎、それから両校の屋内運動場のトイレ改修工事につきまして、前倒しで補正予算として計上させていただきました。

工事の時期は、当初予算計上時のスケジュールと同じで、夏休み工事を予定しております。

金額については、歳出で1億2,786万円を追加するものでございます。あわせて歳入で、国の補助金3,597万3,000円を計上してございます。

また、平成31年度当初予算については、時期を見定めて、当初予算から減額補正を行う予定でございます。

説明については以上です。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、報告の2点目、地方自治法第180条の2

に基づく協議について、教育部長からお願いします。

○教育部長【谷亀博久】　　続きまして、資料2の2ページをお開きください。

こちらは、地方自治法第180条2の規定に基づき定められた、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規定により、教育委員会では市長の権限に属する事務の一部について補助執行をしております。

具体的には、市立の学校長が伊勢原市予算決算会計規則により、教育総務課長、または学校教育課長が担当することが認められている事業費や役務費、原材料費に係る支出負担行為、また支出命令に関する事務、並びにこれらの物品等の受け入れ検査に関することについて、学校長が補助執行しておりますが、この補助執行できる事務に、備品購入費に係る予算の伝票処理を加えて、あわせて執行できる範囲を整理することにより、学校事務の効率的な運営が期待できることから、地方自治法の180条の2の規定に基づき、市長への協議を行うものです。

また、執行に当たって、関連する規則の改正が必要となりますので、あわせて必要な規則改正をお願いするものでございます。

1ページにお戻りください。この協議に対しまして、市長から回答が来てございます。この協議について異存はないということと、また、規則及び規定を別添のとおり改正する予定だとの回答を受けました。

改正の内容については、3ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表の第25条に、(4)として備品購入費を追加するものです。

この新旧対照表は、この3月に規則を改正する内容の全てを含んでおりますので、以降の改正部分は、本件とは違う他の改正要因によるものでございますので、ご注意ください。

5ページをお開きください。これまで、学校長が執行できる権限というのは、市役所の課長より低い金額で設定しておりましたが、今回の改正により、市役所の課長と同じ決裁規程の範囲まで、学校長が決裁できるというものでございます。

ただし、食糧費に係る予算の執行、支出負担行為及び支出命令については、2万円以下のものに限るとさせていただきます。

説明については以上です。

○教育長【鍛代英雄】　　補足しますと、この案件につきましては、かねてから学校からの要望があったものです。学校で処理ができるものについて拡大することと、学校の事務処理の効率化が図れるということと、今般、地方自治法の規定を踏まえて市長に協議をして、それについて同意を得たということと、市長部局で必要な規則改正を行うということになったものです。

また、今、教育部長からは、教育委員会固有の案件以外の改正部分ということで説明しませんでした。3ページ目、領収書の特例ということで、予算決算会計規則第48条をごらんいただきますと、右側が改正案でございますので、従来の金銭登録機に加えて、自動券売機という文言を入れたというのは、ことしの7月から実施予定の、公共施設の有料化への対応です。教育委員会所管ですと公民館などの使用につきまして有料化を実施しますので、それについて券売機を活用するといった要素も含めての改正でございます。

続きまして、教育長報告の3点目でございます。平成30年度第2回伊勢原市いじめ問題専門調査会報告について、教育指導課長からお願いします。

○教育指導課長【石渡誠一】 資料3をごらんください。2月19日に行われました、平成30年度第2回伊勢原市いじめ問題専門調査会の開催内容の報告をさせていただきます。

調査会の協議内容といたしましては、1、「SOSの出し方に関する教育」の推進について。そして2、学校として特に配慮が必要な児童・生徒に係るいじめへの適切な対応について、大きく2点について協議を行いました。

資料中段、1の「SOSの出し方に関する教育」の推進についてをごらんください。

こちらにつきましては、協議内容を、SOSの出し方に関する教育を実施する際の注意すべき点、また、SOSの出し方に関する教育を実施する際に大切にすべき点、そして学校全体として取り組むための工夫等、3点について、ご意見をいただいた内容について整理をさせていただきました。

続いて、2、学校として特に配慮が必要な児童・生徒に係るいじめへの適切な支援について。こちらは、協議内容を、特に配慮が必要な児童・生徒への必要な支援とは何か、周囲の児童・生徒に対する必要な指導とは何か、さらに保護者との連携をとる上で大切にすべき点の3点について、ご意見をいただいたものについて、内容を整理させていただきました。

これらの協議内容につきましては、3月7日に行われました定例校長会において各学校に周知いたしました。

報告は以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 続きまして4件目、平成31年4月1日付、市教育委員会人事異動（課長相当職以上）について、教育部長からお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 資料4をごらんください。平成31年4月1日付の課長相当職以上の異動についてでございます。

まず、退職として、図書館・子ども科学館の麻生館長。それから、教育委員会から異動ということで、宮林学校教育担当部長、本多教育指導課教育センター所長が教育委員会から異動されます。

また、桐生学校教育課主幹兼保健給食係長が、新たに設置される保健福祉部スポーツ課ねりんピック担当課長として、教育委員会から異動されます。

教育委員会への異動でございますが、図書館・子ども科学館長として、経済環境部環境対策課長の倉橋が参ります。

学校教育課主幹兼学校給食係長として、加納子ども部子育て支援課主幹（兼）子育て支援係長が参ります。

教育委員会内部での昇格でございます。石渡教育指導課長が学校教育担当部長に。古清水教育総務課長が教育部参事兼教育総務課長に。立花教育総務課歴史文化担当課長が教育部参事兼教育総務課歴史文化担当課長となります。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 以上4件が教育長報告でございます。ご質問やご意見

などがございましたらお願いいたします。

○委員【永井武義】 市議会一般質問に関連した質問を2点お願いします。

まず1点目、小山議員の質問ですが、中学校の給食導入に向けた献立作成システムの導入について、詳しく説明していただきたいと思います。

2点目、橋田議員の質問ですが、外国籍の児童・生徒が今、増加傾向にあるということで、外国籍の児童・生徒に関連して、言語の障害等も含めて、いじめとか不登校、生活面で特に気になる場所ですが、そういった案件があるのか、あるいはその推移状況についてお聞きしたいと思います。

○教育長【鍛代英雄】 まず1点目の献立作成システムについて、学校教育課長。

○学校教育課長【守屋康弘】 こちらにつきましては、システムに、食材であったり、量であったりを入力すると、必要な栄養価などが算出できるようなものです。現在、小学校給食に使っております。導入に当たって、他のシステム等も検討したのですが、使い慣れたもののほうがいいのではないかとということで、小学校給食と同じ会社のシステムを使用することとしました。

ただ、小学生と中学生では、必要な栄養価等が違うため、同じシステムで両方を扱うことはできませんので、同じシステムを中学校用に導入したということでございます。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 続いて2点目、外国籍の児童・生徒について、いじめや不登校の状況ということで、教育指導課長、お願いします。

○教育指導課長【石渡誠一】 外国籍にこだわらず、言語に不安を抱える児童・生徒についてということによろしいでしょうか。

○委員【永井武義】 それも含めてなのですが、外国籍の児童・生徒にそういう案件があるのかないのかということです。

○教育指導課長【石渡誠一】 外国籍の児童・生徒であるということで、いじめ等の対象になっているという案件の報告はございません。

それから、いわゆる外国につながるの児童・生徒が不登校の状況にあるという事例は、こちらでも把握しております。それぞれの不登校の内容につきましては、さまざまな要因を抱えておりますので、学校のほうで丁寧に対応しながら、学校に戻れる、もしくは先の進路を見据えた対応を図っているところでございます。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 ほかに何かございますか。

○委員【菅原順子】 同じく、市議会総括質疑の3ページ目、不登校の解決に向けた施策についての答弁の中で、特に3番目の、長期化した、不登校になってしまった児童・生徒への継続的支援の答弁の中に、適応指導教室の文言がないのですが、実際にはそこに触れているのか、それともあえて触れていないのか、そのあたりについてご説明をお願いします。

○教育長【鍛代英雄】 教育指導課長。

○教育指導課長【石渡誠一】 こちらの答弁の中では触れておりません。再質問で、適応指導教室に関する質問がございましたので、そちらで触れております。

○委員【菅原順子】 なるほど。では当然、適応指導教室は不登校支援の中核として位置付けられているのですね。

○教育指導課長【石渡誠一】 はい。その認識は教育指導課でも教育センターのほうでも持っております。

○委員【永井武義】 平成30年度補正予算の、空調設備設置工事に関連して普通教室と特別教室の一部に、工事をこれから行っていくということですが、職員室に関しては、小中学校とも既に全校完備されているのですか。

○教育長【鍛代英雄】 教育総務課長。

○教育総務課長【古清水千多歌】 職員室には、現在は設置済みの状況があります。管理諸室につきましても、20年を経過したエアコンについては更新を予定しております。

○委員【永井武義】 現状、職員室は、夏場も冬場もエアコンを使用しているのですか。

○教育総務課長【古清水千多歌】 夏場はエアコンを使っていると思うのですが、冬場はストーブ等を使用しているようです。

○委員【永井武義】 ありがとうございます。

○教育長【鍛代英雄】 よろしいでしょうか。

それでは進めさせていただきます。

----- ○ -----

日程第3 報告第2号 伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長【鍛代英雄】 日程第3、報告第2号「伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、事務局から提案説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、議案書の1ページになります。

報告第2号につきましては、伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、教育長が事務を臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

3ページの新旧対照表をごらんください。内容といたしましては、組織の改編で2点の見直しがございます。

第2条をごらんいただきたいと思います。1点目として、現在、教育総務課にあります市史係について、平成30年度の伊勢原市史ダイジェスト版をもちまして、市史の刊行事業が完了することから、係として一定の役割を果たしたと判断

し、今年度をもって市史係を廃止するものでございます。なお、今後、市史に関する業務については、文化財係で引き継ぐことといたします。

2点目として、来年度から試行も含め中学校給食の取り組みを進めていくに当たり、学校給食業務に関する執行体制の充実を図るため、現在、学校教育課にあります保健給食係が所管しております学校保健業務を切り離し、学校給食業務に特化するため、係の名称を学校給食係に改めます。そして、学校保健業務については、現在の学事係に引き継ぐこととし、これにより学事係の名称を学務係に改めるものでございます。

その他の改正事項につきましては、文言の整理をしたものでございます。

説明は以上です。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。ご質問やご意見などがございましたらお願いいたします。

特にご質問等がなければ、採決に入らせていただきます。

報告第2号「伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、承認の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本報告は承認をされました。

ここで傍聴の方に申し上げます。冒頭決定いたしましたとおり、日程第4から日程第8は非公開となりましたので、恐れ入りますがご退席をお願いします。

(傍聴人退室)

----- ○ -----

【非公開】

日程第4 議案第8号 平成30年度伊勢原市立小中学校教職員ほう賞
被ほう賞者の決定について

□ 原案のとおり可決決定

----- ○ -----

【非公開】

日程第5 議案第9号 学校嘱託医等の辞職の承認について

日程第6 議案第10号 学校嘱託医等の委嘱について

□ 議案第9号 原案のとおり承認

□ 議案第10号 原案のとおり可決決定

----- ○ -----

日程第7 議案第11号 伊勢原市立公民館長の任命について

原案のとおり可決決定

----- ○ -----

日程第 8 議案第 1 2 号 伊勢原市社会教育指導員の委嘱について

原案のとおり可決決定

----- ○ -----

その他事項

○教育長【鍛代英雄】 それでは、その他ということですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

事務局から何かありますか。

ないようですので、最後に来月の定例会の日程について、お願いします。

○教育総務課長【古清水千多歌】 教育委員会 4 月定例会につきましては、平成 3 1 年 4 月 2 6 日金曜日、午前 9 時 3 0 分から、市役所 3 階の第 3 委員会室においての開催となります。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前 1 0 時 2 4 分 閉会

----- ○ -----

< 配付資料 >

資料 1 : 市議会 3 月定例会 教育委員関連 総括質疑及び一般質問答弁の概要

資料 2 : 地方自治法第 1 8 0 条の 2 に基づく協議について

資料 3 : 伊勢原市いじめ問題専門調査会について

議案

平成31年3月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：平成31年3月26日（火）

午前9時30分から

場所：子ども科学館 会議室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第 2号 伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

【非公開予定：議案第8号～第12号】

日程第4 議案第 8号 平成30年度伊勢原市立小中学校教職員ほう賞被ほう賞者の決定について

日程第5 議案第 9号 学校嘱託医等の辞職の承認について

日程第6 議案第10号 学校嘱託医等の委嘱について

日程第7 議案第11号 伊勢原市立公民館長の任命について

日程第8 議案第12号 伊勢原市社会教育指導員の委嘱について

その他

閉 会

【総括質疑】 3月6日 (水)

No.	質問議員	答弁の概要
1	<p>小山 博正 議員 (発言順位 2 番)</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成31年度伊勢原市一般会計予算について</p> <p>3 歳出について</p> <p>●トイレ改修以外にも雨漏れ等修繕を要する部分が多くあるようだが、学校施設の維持管理計画の内容は (教育総務課)</p> <p>[市長答弁]</p> <p>学校施設の維持管理計画については、第5次総合計画後期基本計画に施設の改修等の事業を位置付けており、安全で快適な学習環境の整備に取り組んでいます。</p> <p>現在は、外壁修繕や屋上防水など様々な課題がある中、特に学校等から要望が多いトイレ改修を優先的に進めています。</p> <p>平成31年度は、小学校2校について、校舎2棟及び体育館のトイレの全面リニューアル及び様式化の工事と、次年度以降の工事に向け、小学校4校、中学校1校のトイレ改修工事の設計業務を予算計上しました。</p> <p>学校施設は、老朽化が進んでおり、トイレの改修以外にも、雨漏り等の課題がありことから、学校と連携し、学校施設の適正な維持管理に努めます。</p> <p>今後策定予定の学校施設の長寿命化計画の中で、建物の老朽化調査を実施し、必要な改修等を計画的に進めていきたいと考えています。</p> <p>●中学校給食の導入に向けたスケジュールと保護者への対応について (学校教育課)</p> <p>[市長答弁]</p> <p>平成30年12月市議会定例会における補正予算の可決に伴い、試行校となる中沢中学校の配膳室改修工事に係る設計業務を委託するとともに、献立作成システムを導入し、献立作成の準備を進めています。</p> <p>平成31年度予算では、試行実施にかかる費用と他の3校の配膳室改修工事に係る設計業務費用について計上しています。</p> <p>中学校給食のスケジュールについては、システム事業者の選定、加熱機器などの備品や食器の購入を行い、夏休みには中沢中学校の配膳室の整備工事、平成32年1月に中沢中学校において、中学校給食の試行を予定しています。</p> <p>保護者への対応については、4月に発行予定の「教育いせはら」で全児童・生徒の保護者に対して、中学校給食の導入について周知を図ります。</p> <p>また、試行を行う中沢中学校の生徒、保護者に対しては、配膳室の整備等が終了する今年の秋以降に説明会を開催し、給食の美味しさを実感していただき、多くの生徒に喫食してもらえるように努めます。</p> <p>なお、アンケート調査等による検証を行った上、他の3校について平成33年1月から給食の実施を予定しています。</p>

2	<p>中山真由美 議員 (発言順位 3 番)</p>	<p><u>平成31年度伊勢原市一般会計予算について</u></p> <p>1 総論 (2) 第5次総合計画中期戦略事業プラン <再質問></p> <p>●<u>学校施設の長寿命化計画の進捗状況について</u> (教育総務課) [教育部長答弁] 学校施設の長寿命化計画については、教育振興基本計画や公共施設等総合実施計画において、平成32年度までに策定することとしました。 しかし、来年度は近年の猛暑への対応のため計画を前倒しし実施することとなった小中学校普通教室等への空調設備設置事業や同じく計画よりも前倒しで実施するトイレ改修設計業務等に注力するため、学校施設の長寿命化計画については、1年度遅らせる予定としています。 今後も引き続き、調査研究を続けていきます。</p>
3	<p>宮脇 俊彦 議員 (発言順位 4 番)</p>	<p><u>平成31年度伊勢原市一般会計予算について</u></p> <p>3 歳出について (1) 教育予算について</p> <p>●<u>教師の過重労働解消に向けた施策について</u> (教育指導課) [市長答弁] 今年の1月末から2月初めの期間に、教育委員会が市内全ての小中学校で調査を行いました。この期間の平均出勤時刻は、小学校が午前7時51分、中学校が午前7時40分、平均退勤時刻は、小学校が午後6時29分、中学校が午後7時となっており、この期間においては、小学校では平均11時間30分、中学校では、平均14時間10分の超過勤務があるとのことです。</p> <p>●<u>不登校生徒の中に虐待が原因で不登校になった事例はあるか</u> (教育指導課) [市長答弁] 学校からの報告では、虐待を原因として不登校になった事例はなかったとの報告を受けております。</p> <p><再質問></p> <p>●<u>教師の過重労働解消に向けた施策について</u> (教育指導課) [学校教育担当部長] 現在、教育の解決に向け、校務支援システムによる業務の効率化や会議・行事の見直し、専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣等のこれまで行っている取組みに加え、教員の担うべき業務に専念できる環境づくり、部活動における負担軽減、教職員の働き方の見直し、学校現場支援体制の強化等を柱とする基本方針の策定を進めています。 来年度予算案におきましては、これまで行っている取組みに係る経費のほか、スクールソーシャルワーカーの業務をより効率的・効果的なものにするためにスクールソーシャルワーカーコーディネーターを配置するための経費を計上しています。</p>

●不登校の解決に向けた施策について (教育指導課)

[学校教育担当部長]

各学校において、教職員一人ひとりが「不登校ほどの児童・生徒にも起こりうる」という認識をもって取り組んでいます。

その上で、不登校の「未然防止」から「早期発見・早期対応」、「不登校となった児童・生徒への継続的な支援」という各段階に応じて、その時の児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに寄り添って対応しています。

「未然防止」としては、新たな不登校を生まないために、学校生活のあらゆる場面で、児童・生徒一人ひとりに活躍の場や役割を用意したり、「分かる授業」を工夫する等、児童・生徒一人ひとりが存在感を得られる「居場所づくり」や豊かな人間関係づくりを後押しする「絆づくり」を図る等、「魅力ある学校づくり」に取り組んでいます。

「早期発見・早期対応」として、学校を休み始めた児童・生徒の状況を担任だけで抱え込まず、教育相談コーディネーターを初め、学校全体で共有し、チーム学校として対応します。

必要に応じて、早期から教育委員会を初め、関係機関と連携に努める等の取組みを図ります。

「不登校となった児童・生徒への継続的な支援」としては、不登校状態が長期化する場合には、児童・生徒が抱えている課題に寄り添い、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携して組織的、計画的な支援に努めています。教育委員会としても、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置する等、支援体制づくりに努めています。

今後も、不登校課題の解決に向けた取組みに努めます。

なお、虐待により、30日に満たない欠席、虐待を原因として長期の欠席をしている報告はありません。

【一般質問】 3月15日(金)・18日(月)・19日(火)

No.	質問議員	質問の内容
1	田中志摩子 議員 (1日目1番)	<p>発言の主題：2 小学校のランドセルの重量化問題について (教育指導課) [学校教育担当部長答弁]</p> <p>(1) <u>平成30年9月6日付文部科学省の通知により対応したことについて</u></p> <p>平成20年12月、国の教科用図書検定調査審議会において報告された「教科書の改善について」の中で、「教科書の質量両面での充実が図られるように」と示されたことを受け、教科用図書は、大きく、厚くなっています。</p> <p>一方、文部科学省の平成30年9月6日付け事務連絡「児童生徒の携行品に係る配慮について」によると、家庭学習で使用しない教材を机の中等に置いて帰ることを許可することや、学期末に持ち帰る大きな学習用具については、数日に分けて持ち帰るよう指導する等の例が示されました。</p> <p>本市では、すでにこうした対応がなされておりますが、教育委員会としては、事務連絡の内容を各小中学校へ周知するとともに、引き続き、適切な配慮がなされるよう依頼しました。</p>
2	橋田 夏枝 議員 (1日目3番)	<p>発言の主題：1 子どもに寄り添った政策を (教育指導課) [学校教育担当部長答弁]</p> <p>(1) <u>小中学校不登校者数の増加の要因について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校者数は、全国的に増加傾向にありますが、本市においては、不登校児童生徒の人数、全児童生徒数との比較ともに、年度ごとの増減はあるものの、全体として1～1.4%の間を推移している状況です。また、この発生率を国県と比較した場合、本市は下回っている状況が続いています。 ・不登校については、不登校となる要因を的確に把握し早期に、丁寧に解消することが必要不可欠ですが、不登校となる要因は様々であり、時間の経過とともに要因が変化することもあり、要因の特定は困難です。 ・不登校の解決に向け、各小中学校においては、未然防止に向け「魅力ある学校づくり」に努めるとともに、「早期発見・早期対応」、「不登校となった児童生徒への継続的な支援」という各段階において、その時々児童生徒一人ひとりの「教育的ニーズ」に寄り添って対応し、引き続き、不登校の解消に努めていきます。 <p>(2) <u>外国籍の子どもたちの支援について</u></p> <p>現在、市内小中学校に在籍している外国籍の児童生徒は約100名で増加傾向にあり、学校では日本語指導や生活面・学習面での指導についての配慮が求められています。</p> <p>こうした配慮が必要な児童生徒を「外国につながるのある児童生徒」と表現し、教育委員会や学校で生活面や学習面での支援や指導を行っており、日本語指導や母語指導等が必要な場合は、教育委員</p>

		<p>会から日本語指導協力者を派遣しています。</p> <p>しかし、言語によっては、児童生徒の母語及び日本語双方の指導ができる指導協力者が見つからず、日本語指導に長けた指導協力者が日本語指導にあたっている事例があります。</p> <p>また、外国籍の児童生徒が一定数以上の在籍に対し開設される国際教室において、担当教員が個別指導を行ったり、授業に付き添い指導している学校もあります。</p> <p>教育委員会としても、教員向け研修会の開催、多言語に対応できる機関の紹介、日本語指導に関する書籍や資料の配付及び情報提供等、外国につながるの児童生徒への支援に取り組んでいます。</p> <p>今後、増加傾向にある外国籍の子どもたちの支援については、各機関が引き続き支援体制を整備するとともに、学校・家庭・地域・関係機関などが連携を図っていく必要があると考えます。</p>
3	宮脇 俊彦 議員 (2日目1番)	<p>発言の主題：2 公共施設有料化と統廃合について (社会教育課)</p> <p>[教育部長答弁]</p> <p>(1) 公共施設有料化に向けた平成30年度予算執行状況と平成31年度予算について</p> <p>現在の大田ふれあいセンターが新たな大田公民館になることに伴い、利用団体がより使いやすくなるように改修を行いました。</p> <p>具体的には、1階は事務室に可動式のパーテーションを設置し少人数の打合せ等に使用できるスペースを作り、2階は学習室に畳を敷いて和室とし、調理室の調理台が低く使いづらかったため、かさ上げを行いました。</p> <p>また、あらたに社会教育活動でも使用することとした消防南分署防災センター講習室の使用に関して、県との「指定施設の変更に係る事前協議手続き」のための資料作成業務や南分署2階講習室と1階消防書部分を仕切るための改修、外階段からの入口の改修を行うとともに、案内看板を作成しました。</p> <p>さらに、旧大田公民館解体関連の経費として、アスベスト調査委託料と解体工事の設計業務委託料を執行しており、これら平成30年度の執行額の合計は、521万3千円となります。</p> <p>平成31年度予算については、旧大田公民館の解体工事費として、4,367万円を、南分署の照明器具の修繕工事として、8万3千円を、合計で4,375万3千円を予算計上しています。</p>
4	川添 康大 議員 (2日目2番)	<p>発言の主題：2 児童コミュニティクラブの現状と今後について (教育総務課)</p> <p>[教育部長答弁]</p> <p><再質問></p> <p>●教育委員会との調整もしていくということですが、教育委員会としてはどう対応していくのか。対応可能なのか。</p> <p>各小学校においては、毎年度の児童数により、教室の配置を決定しています。このほか、きめ細やかで丁寧な学習を推進するための少人数学習を始め、様々な学習活動を行う教室も必要です。近年の傾向として、学校により状況は異なりますが、特別支援級の増加に加え、外国につながるの児童の対応のスペースも必要となっております。</p>

		<p>児童の総数は緩やかに減少しておりますが、年間を通じての空き教室がある状況ではございません。</p> <p>しかし、子ども達が安全で安心して、放課後や夏休みなどを過ごすことができ、保護者の方に安心して預けることができるよう、学校教育活動に支障のない範囲で、どのような活用ができるのか、学校現場の意向を踏まえ、子ども部と調整してまいります。</p>
5	土山 由美子 議員 (2日目4番)	<p>発言の主題：1 小中学校の児童生徒の手洗い用石けんについて (学校教育課)</p> <p>[学校教育担当部長答弁]</p> <p>(1) 手洗い用石けんはどのような基準で選ばれるのか 各小中学校では、平成23年6月に教育委員会が策定した「学校運営上の化学物質製品使用にあたっての配慮に関するマニュアル」に基づき使用する手洗い用石けんを選んでいます。</p> <p>(2) 学校運営上に化学物質製品使用にあたっての配慮に関するマニュアルはどのように活用されているのか 化学物質過敏症を発症している方は、床に塗るワックスや教材から揮発する化学物質、校庭の樹木へ散布される殺虫剤に反応して症状が出ると言われており、各学校では、教育委員会が策定したマニュアルに基づき、化学物質製品を選択しています。</p> <p>(3) マニュアルに関する研修状況について 教育委員会では、小中学校で使用されている石けん等の調査結果や化学物質過敏症に関する資料等を提供する等、意識啓発と情報共有に努めています。</p>
6	八島 満雄 議員 (2日目5番)	<p>発言の主題：2 「学校の働き方改革」の基本方針について (学校教育課)</p> <p>[学校教育担当部長答弁]</p> <p>(1) 教職員の出退勤状況の把握について 現在の出勤簿では、何時に出勤して、何時に退勤したのかを把握できず、客観的な数字による出退勤の把握をする必要があります。 教育委員会としては、3月末に策定予定の教員の働き方改革に向けた取組の基本方針に、勤務時間の適正把握を掲げたいと考えており、勤務時間を意識した業務改善に向け、出退勤を把握する方法等について研究・検討を進めていきます。</p> <p>(2) 教職員の業務における残業の削減策について 教職員の働き方改革に向けた取組の基本方針における、教職員の働き方の見直しに向けた具体的な取り組みとして、校務分掌の平準化、標準化を図り、組織的な業務執行の推進、効率的な会議運営の推進、学校と教育委員会が一体となって業務改善を推進するため、勤務時間を把握・分析し、方針に基づく改善の進捗状況や改善策について確認、検証し、業務改善方針の推進体制づくり等を考えていきます。</p> <p>(3) 教職員の年休の取得状況について ・市内小中学校の平成30年の年休取得状況は、抽出学校の調査結果に</p>

よると、管理職以外の教員の平均値は中学校で、7.2日間、小学校で14.2日間となっています。

・教職員は、授業等への影響を考慮し、小学校では、授業に支障のない長期休業時に年休を多く取得する傾向がありますが、中学校では、部活動等の関係で長期休業中の勤務も多く、小学校と比べ、年休の取得数が少なくなる傾向があります。

・教職員の健康増進と休暇取得促進を目的に、昨年8月13日から15日に試行した学校閉庁日の実施後の調査によると、教職員の約9割が、年休や夏季休暇を取得していることから、休暇取得に対し一定の効果があつたと認識しています。平成31年度は、今年度と同時期に本格実施します。

・教職員の健康的な生活や権利行使のため、今後、年休を取得しやすい体制づくりや業務の協力体制についてさらなる改善を進めていきます。

(4) 教職員の業務内容への支援事業について

・小学校では、高学年の授業の時間割は教員一人当たりの授業の持ち時間は週29時間程に対し週26時間程となり、授業準備等に使える時間は週に3時間程度しかありません。

現在、教科担当制に係る非常勤講師を数校に配置することで、教員一人当たりの授業の持ち時間の減少につなげており、平成31年度においても、非常勤講師を適切に配置し、研修時間の確保に努めていきます。

・中学校の部活動では、伊勢原市の部活動の在り方に関する方針を策定し、原則として、学期中の週2日以上以上の休養日の設定、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする活動時間の目安の設定等を検討しています。

また、部活動地域指導者やボランティアの活用を含め、今後も部活動顧問の負担軽減について研究、検討していきます。

・教材や会議資料の作成、児童生徒、保護者からの提出物の整理等の事務対応として、大学生や教員OB等の学校支援ボランティアの活用やスクールサポートスタッフの任用について研究を進めていきます。

(5) 学期制について

・2学期制は、学年末の成績処理や通知表の作成が2回となることから教員の負担が減るといった考え方があることは認識しています。

しかし、中学校では、評価評定が高校入試に関わることから、評定評価を3学期制の2学期末に処理する必要があり、2学期制の成績処理にそぐわない面も指摘されています。

・運動部活動の大会スケジュール、特に秋の大会が2学期制の場合、定期試験期間に重なる競技もあります。

・本市においては、2学期制について過去に研究、検討を進め、最終的に3学期制のまま現在に至っています。

現在、県内で9自治体が2学期制を実施しています。また、2学期制を3学期制に戻した自治体もあります。

・働き方改革の観点で、より良い学期制について研究を進めていきます。

7	相馬 欣行 議員 (3日目4番)	<p>発言の主題: 1 魅力ある資源を最大限活かした地域づくりに向けて (教育総務課)</p> <p>〔教育部長答弁〕</p> <p>(4) 先代から引き継いだ公共施設の有効活用に向けて</p> <p>学校施設の多くは、昭和40年代から50年代に建設され老朽化が進んでいます。これまで、学校施設を適正に維持するため、耐震改修や外壁修繕、屋上防水等、様々な改修を行っています。</p> <p>現在の総合計画後期基本計画では、学校等からの要望の多いトイレのリニューアル及び洋式化を優先的に進めています。</p> <p>学校施設については、日頃から教職員や校務整備員等により、見回りを行うとともに、年に1回、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に示された点検を実施し、さらには、消防設備の点検や体育器具の保守点検等を業者に委託し実施しています。これらの点検結果により、不具合箇所がある場合は、すぐに対応すべきもの、計画的に予算化するもの等を見極め対応しています。</p> <p>また、学校からの要望については、各学校に出向き、対象箇所の現場確認を行っています。全ての要望への対応はできませんが、優先順位を付け対応し、施設の安全確保に努めているところです。</p> <p>小中学校からは、多くの卒業生が巣立っていると同時に、地域の中心的な施設であり、多くの思い出が詰まった場所でもあります。これからも、学校施設を有効に活用するため、適正な維持管理に努めていきたいと考えます。</p>
---	---------------------	--

資料
2



伊財収第43号
平成31年3月14日

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄 様

伊勢原市長 高山 松太郎



地方自治法第180条の2に基づく協議について (回答)

平成31年2月28日付け伊教学第33号にて協議のありました、伊勢原市予算決算会計規則 (以下「規則」という。) 第25条に規定する予算の分配、及び、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程 (以下「規程」という。) 第2条に規定する教育委員会職員に対する補助執行に係る見直しについて、異存ありません。

なお、当該見直しにより、規則及び規程を別添のとおり改正する予定です。

(事務担当は、財政課 内線4211・4212)

伊勢原市長 高山 松太郎 殿

伊勢原市教育委員会

教育長 鍛代 英雄



地方自治法第180条の2に基づく協議について（協議）

このことについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき定められた、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程により、教育委員会では、市長の権限に属する事務の一部について補助執行をしています。

このうち、市立の学校長についても、伊勢原市予算決算会計規則により教育総務課長又は学校教育課長が配当することが認められている需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び修繕料）、役務費（手数料）及び原材料費に係る予算の支出負担行為及び支出命令に関する事務並びにこの範囲に係る購入等した物品の受入検査に関することについて補助執行していますが、補助執行できる事務に備品購入費に係る予算の支出負担行為及び支出命令に関する事務を加え、合わせて執行できる範囲を整理することにより、学校事務の効率的な運営が期待できることから、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

なお、執行に当たっては、次の規則等の改正が必要となりますので、あわせて必要な改正をお願いいたします。

1 改正が必要な規則等

- (1) 伊勢原市予算決算会計規則（平成8年伊勢原市規則第13号）第25条
- (2) 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成6年伊勢原市訓令第1号）第2条第3項第1号及び別表

2 施行日

平成31年4月1日

（事務担当は、学校教育課 守屋 内線5120）

伊勢原市予算決算会計規則新旧対照表 (1/2)

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 予算</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 予算の執行</p> <p>第22条～第24条 (略)</p> <p> (予算の分配)</p> <p>第25条 教育総務課長又は学校教育課長は、前条第1項の規定により受けた配当予算のうち次に掲げる経費に限り、更に市立の小中学校長に配当(以下「分配」という。)することができる。</p> <p> (1)～(3) (略)</p> <p>第26条～第37条 (略)</p> <p> 第3章 収入</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 収納</p> <p>第45条～第47条 (略)</p> <p> (領収書の特例)</p> <p>第48条 第45条及び第46条の規定にかかわらず、金銭登録機又は伊勢原市印鑑条例(昭和52年伊勢原市条例第28号)第21条第1項に規定する自動交付機を使用して収納する収入については金銭登録機又は当該自動交付機による領収書を領収書とし、伊勢原市手数料条例(昭和51年伊勢原市条例第8号)別表の第30項から第33項までに掲げる手数料の収入については当該手数料に係る犬の鑑札、狂犬病予防注射済票の交付又は再交付をもって領収書とし、入場料及びこれに類するもの又は収入証紙の発行による収入等で領収書を発行しがたいものについては領収書の発行はしないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第49条～第59条 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 予算</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 予算の執行</p> <p>第22条～第24条 (略)</p> <p> (予算の分配)</p> <p>第25条 教育総務課長又は学校教育課長は、前条第1項の規定により受けた配当予算のうち次に掲げる経費に限り、更に市立の小中学校長に配当(以下「分配」という。)することができる。</p> <p> (1)～(3) (略)</p> <p> (4) 備品購入費</p> <p>第26条～第37条 (略)</p> <p> 第3章 収入</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 収納</p> <p>第45条～第47条 (略)</p> <p> (領収書の特例)</p> <p>第48条 第45条及び第46条の規定にかかわらず、金銭登録機、<u>自動券売機</u>又は伊勢原市印鑑条例(昭和52年伊勢原市条例第28号)第21条第1項に規定する自動交付機を使用して収納する収入については金銭登録機、<u>自動券売機</u>又は当該自動交付機による領収書を領収書とし、伊勢原市手数料条例(昭和51年伊勢原市条例第8号)別表の第30項から第33項までに掲げる手数料の収入については当該手数料に係る犬の鑑札、狂犬病予防注射済票の交付又は再交付をもって領収書とし、入場料及びこれに類するもの又は収入証紙の発行による収入等で領収書を発行しがたいものについては領収書の発行はしないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第49条～第59条 (略)</p>

伊勢原市予算決算会計規則新旧対照表 (2/2)

現行	改正案																												
<p>第4章 支出 第1節・第2節 (略) 第3節 支払の特例 第81条～第83条 (略) (繰替払) 第84条 政令第164条第1号から第4号までに掲げる経費のほか、次の各号に掲げる経費については、その収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させることができる。 (1) <u>下水道受益者負担金の報奨金</u> 当該下水道受益者負担金の収入金 (2) <u>前号に掲げるもののほか、経費の性質上繰り替えて使用しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で市長が特に認めるもの</u> 当該市長が認める収入金 2 (略) 第85条～第90条 (略) 第5章～第11章 (略) 別表第1 (第3条関係)</p>	<p>第4章 支出 第1節・第2節 (略) 第3節 支払の特例 第81条～第83条 (略) (繰替払) 第84条 政令第164条第1号から第4号までに掲げる経費のほか、<u>経費の性質上繰り替えて使用しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で市長が特に認めるものについては、その収納に係る現金を繰り替えて使用させることができる。</u> 2 (略) 第85条～第90条 (略) 第5章～第11章 (略) 別表第1 (第3条関係)</p>																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">設置箇所</th> <th style="text-align: center;">取扱事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土木部</td> <td style="text-align: center;">土木総務課 下水道業務課</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防本部</td> <td style="text-align: center;">予防課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置箇所		取扱事務	(略)	(略)	(略)	土木部	土木総務課 下水道業務課		消防本部	予防課	(略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">設置箇所</th> <th style="text-align: center;">取扱事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土木部</td> <td style="text-align: center;">土木総務課 下水道経営課</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防本部</td> <td style="text-align: center;">消防総務課 予防課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置箇所		取扱事務	(略)	(略)	(略)	土木部	土木総務課 下水道経営課		消防本部	消防総務課 予防課	(略)	(略)	
設置箇所		取扱事務																											
(略)	(略)	(略)																											
土木部	土木総務課 下水道業務課																												
消防本部	予防課																												
(略)	(略)																												
設置箇所		取扱事務																											
(略)	(略)	(略)																											
土木部	土木総務課 下水道経営課																												
消防本部	消防総務課 予防課																												
(略)	(略)																												
別表第2～別表第4 (略)	別表第2～別表第4 (略)																												

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (教育委員会職員に対する補助執行)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市立の学校長に補助執行させる事務の範囲は、次のとおりとする。 (1) <u>教育委員会の所掌に係る予算の支出負担行為及び支出命令に関する事務で別表に定めるものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 5px auto; text-align: center;">(略)</div>	<p>第1条 (略) (教育委員会職員に対する補助執行)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市立の学校長に補助執行させる事務の範囲は、次のとおりとする。 (1) <u>教育委員会の所掌に係る予算の支出負担行為及び支出命令に関する事務のうち伊勢原市予算決算会計規則(平成8年伊勢原市規則第13号)第25条の規定により予算の分配を受けたもので、<u>決裁規程の決裁区分の課長の決裁事項に属する事項とする。ただし、食糧費に係る予算の支出負担行為及び支出命令は、2万円未満のものに限る。</u></u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>

伊勢原市いじめ問題専門調査会について（報告）

平成31年2月
教育指導課

平成30年度第2回伊勢原市いじめ問題専門調査会を開催しましたので、次のとおり報告します。

- 日 時 平成31年2月19日（火）15：30～17：00
- 場 所 伊勢原市青少年センター2階 工芸室
- 協議内容 1 「SOSの出し方に関する教育」の推進について
2 学校として特に配慮が必要な児童・生徒に係るいじめへの適切な支援について

1 「SOSの出し方に関する教育」の推進について

- リスクが高い子どもへの教育という視点だけでなく、困難な事態に遭遇したときに対応する能力を全体的に底上げしていくといった視点も重要ではないか。
- 単に自殺の予防だけでなく、「死」といったものを取り扱う難しさがある。
- 自殺予防に関しては学校だけの問題ではない。地域や保護者にどう情報発信をし、連携をとっていくのか。ケースによっては、SSWが見つないでいく事も想定できる。
- 「新しい〇〇教育が入ってきた。」という認識ではなく、今まで取り組んできたことをしっかりと振り返ることも大切である。その中にSOSの出し方に関する教育につながる取組も多数あると思う。そういった取組を見直し、広げる工夫をしてはどうか。
- 子供達に対して、SOSの出し方とともに、SOSの受け取り方についてもしっかりと伝えていくことが大切である。
- 伊勢原市いじめ防止基本方針の「1 いじめの未然防止」の記載内容も実際に学校現場で取り組む際のヒントになるのではないか。
- 専門的な知見を持った方からの教員向けの研修等も効果的ではないか。
- 感情を伝えると言うことはマニュアル化しにくい。SCなどと連携していくことがよいのではないか。

2 学校として特に配慮が必要な児童・生徒に係るいじめへの適切な支援について

- マイノリティーなど異質なものを攻撃・排除するような傾向に根ざした事案が見られる。多様性を認めていく教員の指導姿勢も大切である。
- 発達障害を持った子どもが被害者になりやすいといった面もあるが、一方で自分の感情がコントロールできずに加害者になってしまうという側面もある。
- 本人が困ったときに相談できる場所や人をしっかりと明示していくことも効果がある。
- 保護者が精神疾患や発達障害を抱えている事もある。そういった場合には連携が非常に難しくなる傾向にある。
- 学校で全てを引き受けないことが大切である。できることと、できないことをしっかりと伝える必要がある。SSWも、「解決する力を持っているのは本人です。」と投げかけることもある。

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和60年伊勢原市教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第2項の規定に基づき教育長が事務を臨時に代理したので、同条第3項の規定に基づき報告する。

平成31年3月26日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄

提案理由

伊勢原市教育委員会事務局の組織について、効率的な組織運営を行うため、教育総務課及び学校教育課の係編成を変更するとともに用語の整理を行う必要があるため。

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和60年伊勢原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条教育総務課の項中「市史係」を削り、同条学校教育課の項中「学事係」を「学務係」に、「保健給食係」を「学校給食係」に改める。

第3条教育総務課の項第4号中「並びに教育機関等」を「及び教育機関」に改め、同項第5号中「並びに」を「及び」に改め、同項第7号中「規程等」を「教育委員会訓令」に改め、同条学校教育課の項第2号中「及び」を削り、同項第5号及び第13号中「並びに」を「及び」に改め、同項第14号中「日本スポーツ振興センター」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に改め、同条教育指導課の項第2号中「、教育研究」を「及び教育研究」に改め、同項第5号中「、人権教育」を「及び人権教育」に改め、同項第10号中「自然教室・ふれあい・体験活動」を「自然教室、ふれあい・体験活動」に改める。

第5条第2項第2号中「、設備」を「及び設備」に改め、同項第4号中「並びに」を「及び」に改め、同項第9号中「貸出」を「貸出し」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (部及び課の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>教育部 教育総務課 総務係 施設係 文 化財係 <u>市史係</u> 学校教育課 <u>学事係</u> 人事係 <u>保 健給食係</u> 教育指導課・社会教育課 (略) (課の事務分掌)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>教育総務課 (1)～(3) (略) (4) <u>事務局並びに教育機関等の組 織、職制及び事務管理</u>に関する こと。 (5) <u>事務局並びに教育機関の職員 の人事、福利厚生及び研修(県費 負担教職員を除く。)</u>に関するこ と。 (6) (略) (7) <u>教育委員会規則及び規程等</u>に 関すること。 (8)～(31) (略)</p> <p>学校教育課 (1) (略) (2) <u>県費負担教職員の任免、服務 及びその他人事</u>に関すること。 (3)・(4) (略) (5) <u>児童及び生徒の就学並びに転 入学</u>に関すること。 (6)～(12) (略) (13) <u>教職員、児童及び生徒の保健 衛生並びに福利厚生</u>に関するこ と。 (14) <u>日本スポーツ振興センター</u>に 関すること。 (15)・(16) (略)</p> <p>教育指導課 (1) (略) (2) <u>教育課程の編成、教育研究</u>に 関すること。 (3)・(4) (略) (5) <u>道徳教育、人権教育</u>に関する</p>	<p>第1条 (略) (部及び課の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>教育部 教育総務課 総務係 施設係 文 化財係 学校教育課 <u>学務係</u> 人事係 <u>学 校給食係</u> 教育指導課・社会教育課 (略) (課の事務分掌)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>教育総務課 (1)～(3) (略) (4) <u>事務局及び教育機関の組織、 職制及び事務管理</u>に関すること。 (5) <u>事務局及び教育機関の職員 の人事、福利厚生及び研修(県費負 担教職員を除く。)</u>に関するこ と。 (6) (略) (7) <u>教育委員会規則及び教育委員 会訓令</u>に関すること。 (8)～(31) (略)</p> <p>学校教育課 (1) (略) (2) <u>県費負担教職員の任免、服務 その他人事</u>に関すること。 (3)・(4) (略) (5) <u>児童及び生徒の就学及び転入 学</u>に関すること。 (6)～(12) (略) (13) <u>教職員、児童及び生徒の保健 衛生及び福利厚生</u>に関するこ と。 (14) <u>独立行政法人日本スポーツ振 興センター</u>に関すること。 (15)・(16) (略)</p> <p>教育指導課 (1) (略) (2) <u>教育課程の編成及び教育研究</u> に関すること。 (3)・(4) (略) (5) <u>道徳教育及び人権教育</u>に關す</p>

こと。
(6)～(9) (略)
(10) 自然教室・ふれあい・体験活動及び文化教育に関すること。
(11)～(24) (略)
社会教育課 (略)
第4条 (略)
(図書館・子ども科学館)
第5条 (略)
2 (略)
(1) (略)
(2) 施設、設備の維持及び管理に関すること。
(3) (略)
(4) 市内の小学校並びに中学校の教育課程に基づく授業への協力及び援助に関すること。
(5)～(8) (略)
(9) 図書館資料の閲覧及び貸出に関すること。
(10)～(17) (略)
3 (略)
第6条～第9条 (略)

ること。
(6)～(9) (略)
(10) 自然教室、ふれあい・体験活動及び文化教育に関すること。
(11)～(24) (略)
社会教育課 (略)
第4条 (略)
(図書館・子ども科学館)
第5条 (略)
2 (略)
(1) (略)
(2) 施設及び設備の維持及び管理に関すること。
(3) (略)
(4) 市内の小学校及び中学校の教育課程に基づく授業への協力及び援助に関すること。
(5)～(8) (略)
(9) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
(10)～(17) (略)
3 (略)
第6条～第9条 (略)